

栗東市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき執行した定期監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和8年9月24日

栗東市監査委員 大橋 慎一

栗東市監査委員 里内 英幸

1. 監査の種類 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

2. 監査の根拠 栗東市監査委員監査基準に準拠し、実施した。

3. 監査の対象及び監査期日

令和8年 8月18日

栗東市商工会

4. 監査にあたった監査委員

大橋 慎一

里内 英幸

5. 監査の着眼点と実施内容

令和7年度の補助事業に係る出納その他の事務が、法令、条例、規則、要綱などに従い適正かつ効率的に執行されているかを主眼として実施した。監査に当たっては、商工会および所管課から関係書類の提出を求め、事務局職員が証拠書類との照合などにより行った予備監査結果を踏まえ、関係者からの事情聴取などにより実施した。監査当日は、商工会の事務所に出向き、事業などに関する関係書類などの調査、照合を行った。

6. 監査の結果

監査の範囲内において、補助事業に係る出納その他の事務の出資金・財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項は認められなかった。

引き続き、会員巡回を強化し、きめ細かい効果的な伴走支援に取り組みながら、市との連携を深め、中小事業者の抱える諸関係解決に取り組まれない。

なお、所管課にあっては商工会に対する指導を含めて適切な措置を講じ、商工会にあっては所管課との協議により適切な措置を講じるとともに、今後の事務処理に万全を期すことを望む。

以上